

35	都市整備局	高齢社会に備える住宅の整備促進事業
事業概要	<p>急速な高齢化の進展に対応するため、都では高齢者の居住の安定確保については、高齢者円滑入居賃貸住宅制度の普及を進めるとともに、区市町村と連携しながら、高齢者向け優良賃貸住宅等の供給を促進している。また、民間住宅等のバリアフリー化については、東京都住宅バリアフリー推進協議会の活動などを通じて広く普及・啓発を図っている。</p>	
これまでの経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年3月には、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が制定され、高齢者向け住宅の供給促進策である高齢者向け優良賃貸住宅制度の法定事業化、高齢者円滑入居賃貸住宅制度が創設された。 ・都は、平成19年3月、新たな「東京都住宅マスタープラン」を策定し、民間賃貸住宅における高齢者等の入居の円滑化を重点施策として掲げ、今後とも高齢者等の民間住宅における住まいの安心確保を図っていくこととしている。 	
現在の進行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者円滑入居賃貸住宅の登録戸数 1,464 件 22,587 戸 (事業開始：平成13年10月) ・高齢者向け優良賃貸住宅の供給 606 戸 (事業開始：平成11年度) 	
今後の見通し	<p>今後も、高齢者の居住の安定確保等を進めていく。</p>	
問い合わせ先	都市整備局 住宅政策推進部 民間住宅課	電話 03-5320-4947